

Title	近世村落の構造變化と村方騒動
Author(s)	内藤, 正中
Citation	經濟論叢 (1954), 74(2): 103-124
Issue Date	1954-08
URL	<a href="https://doi.org/10.14989/132370">https://doi.org/10.14989/132370</a>
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

# 經濟論叢

第七十四卷 第二號

---

- 幕藩體制の危機について……………堀 江 英 一 (1)
- 阿波藩における近世村落の形成過程……大 槻 弘 (3)
- 宮津藩における農民的商品經濟をめぐる  
領主と農民の關係……………池 田 敬 正 (21)
- 近世村落の構造變化と村方騒動……………内 藤 正 中 (39)
- 

[昭和二十九年八月]

京都大學經濟學會

# 近世村落の構造變化と村方騒動

内藤 正 中

## 一 村方騒動の意義

本稿の課題は備中國倉敷村の村方騒動、いわゆる「新祿古祿騒動」にかんする具體的分析である。この新祿古祿騒動については、すでに本誌七一巻二號で簡単に報告したが、紙數その他の事情で充分な分析を果すことができなかった。本稿においては前の論文を基礎にさらに發展させて、歴史的發展の過程における村方騒動の意義を明らかにさせるとともに、村落構造の變質にともなう一村内部での階級關係の變化する具體的なあり方を究明しようとするものである。

村方騒動にかんしては、最近研究がすすんでいるが、それらは多くの場合、村内で起つた特殊な事件としてのみあり、考察の對象も騒動の要求に限られて、村方騒動自體を歴史の流れのなかで追求したものはきわめて少いといわざるをえない。たとえば津田秀夫氏の近稿『封建社會崩壞期における農民闘争の一類型について』(『歴史學研究』一六八號)は、畿内農村における一揆稀少説を批判する立場から従來の研究史を總括するが、村方騒動の歴史的意義にかんしては、「慢性的な持續的な日常闘争の形態を重要視することが必要」(五頁)であるといふにすぎず、

何ら積極的理解はされていない。したがって例證とする村方騒動の分析においても、農民的商品經濟の發展・分裂にもとづく村方騒動の必然性は全く考慮されず、偶發的な不作による困窮から、農民が村政を批判し、村役人リコールを要求するに至るもので、「これは經濟的な問題の解決をはかるためには當然政治的要求も平行して出さなければ効果がないことに基づく」(八頁)と記すにすぎない。これにたいしてもっともすぐれた分析を示しているのは、東京大學文學部農村史料調査會『近世農村の構造』で究明された信州木ノ間村の小前騒動である。そこでは化政期(一九世紀初頭)以降、農民の商品經濟参加による小前層の經濟的優位と、自然經濟濃厚な時期に確立された大前層の農村支配體制とのからみ合いを、商品經濟發展に應ずる村落構造變質の面から、きわめて具體的に分析されている。だがこども小前騒動の意義は、「村の歴史にとつて重大な事件」「封建體制崩壞への指向は、ここに明確にあらわれている」(一九六頁)としてしか理解されていない。

明和―天明(一八世紀後半)を期に、百姓一揆は新しい鬪争形態をとることになる。すなわち封建社會における基本的矛盾をそのまま表明している惣百姓一揆は、農村内部での分裂・對立を反映する世直し一揆へと、質的轉化をとげ、村落共同體にのつかなかった村役人層主導は不可能となり、小農民相互の横の結合にたつた大規模大衆的かつ組織的な農民鬪争が展開されるに至る。備南地方の事實についてみよう。天明六年(一七八六)十二月十二日備中高松領都宇郡箕島村百姓徒黨強訴、十七日備後福山一藩をゆるがす農民鬪争勃發、二五日倉敷代官領備中小田後月兩郡村々百姓八〇〇〇人蜂起(天明六四年備中高松備後福山備中倉敷百姓一件)岡山大學池田家文庫)。山陽道に沿つた棉作農村を、村域・藩領の境を越えて旬日にして席捲したのである。すでに著名な福山藩一揆では、棉役所疊表運上反對の要求とともに、庄屋御用達豪商宅を打こわし「村々庄屋御指替」が農民軍によつてかかげられていた(安

部野童子問』「近世社會經濟叢書」第十一卷一九六頁以下)。「年貢延納・夫食拜借・大割減納」を要求する備中小田後月兩郡農民は、一揆の壓力で強訴せんとしたが、武裝した藩兵および村役人の説諭により阻止された(池田家文庫前掲文書)。これらを通してみられる農民軍より村役人層の背離對立の事實は、この期の百姓一揆を對する重要な變化であつた。すなわち十八世紀までは、村役人以下農民はひとしく小商品生産者として、領主的規制にたいする統一的反抗が可能であつたが、その後の商品經濟の發展・農民層の分解進行は、農村内部の分裂を結果した。富裕な農民―村役人層の上昇、領主權力との連繫は、とりわけ專賣制度につながる特權化として具體化される。また激化する農民鬪争にたいしても、封建領主は懲罰と賞與の二面政策を明確にかかけて、村役人層を統一戰線から分離することを畫策し、もつて農民内部の分裂を擴大強化せんとした。

村役人・藩御用達に對立し、居宅を打ちこわした前述備南地方の一揆の底流として、われわれは村落構造の變質・農民的商品經濟分裂を反映する農民内部の對立を考えざるをえない。あたかも、本家―分家・オヤカタ―コカタという同族的血縁的結合にもつづいた共同體的支配關係は動搖し、經濟的對立が顯在化してきたこの時に、封建領主―村役人層の統制機構にたいしてたたかわれたのが、小前百姓の村方騒動であつた。明和七年(一七七〇)備中小田郡笠岡村における日雇人・小作人らを中心とする小前騒動(『百姓騒立一件』「近世地方經濟史料」第一卷五六一頁以下)、あるいは本稿の主題たる倉敷村の新祿古祿騒動などがそれである。村方騒動における村役人―平百姓、地主―小作人、特權問屋―小商人などの對立關係は、封建社會においては從屬的な矛盾であるとしても、かかる新しい對立關係を醸成した商品經濟の發展にもとづく近世村落の社會經濟的構造變化がもつ意味はきわめて重要であるといわねばならない。かつまた、かかる農民内部の分裂對立、その集中的表現としての村方騒動の理解の上に立つ

て、はじめて明和—天明期を特徴づける世直し大一揆が正しく把握されるのである。

## 二 近世村落の變質過程

### —商品經濟の發展とその分裂—

元祿から明和・安永に至る（一七〇〇—一七八〇）約八〇年間は、倉敷村を變質させた期期であった。

商品經濟の發展は、在方に新らしく買占業者をうみだすとともに、農村のなから小さな地方的市場—商工業的村落を分離・成長させる。江戸時代以降この地方で急速に發展する棉作<sup>註</sup>の中心地であった倉敷村は、延享三年（一七四六）以來代官所在地となつたことともに、商工業的村落としての性格を濃厚にした。すなわち元祿八年（一六九五）「村明細帳」には、一月月六度の市日を記載はしていても、「但し餘り人出はこれなく」と註記を必要としたほどのものにすぎなかったが（倉敷市東町小野家文書）、七〇年後の明和七年（一七七〇）「村明細帳」では「當村は市場に御座い」と明記され（小野家文書）、同時に村内には種々の商工業者が全戸數の半分を占めるに至る。

註棉中木綿の生産形態については、大藏永常「棉圃要務」（『日本科學古典全書』十一卷）に、「備中の作り方、玉島早島邊の作り方を専ら記す」の項にくわしい。また蠶業新報社『日本棉作要説』（三六六頁以下）でも、玉島附近の特殊な地ごしらえ法が記してある。豊作時の收量は、畿内と對比される四〇貫をあげていた。さらに金肥の利用とともに、日雇人雇傭による經營が早くから行われていたことは注目される。すなわち延享元年（一七七四）倉敷村庄屋の記録によれば、「人足凡四二人、賃銀四〇匁六分、男一匁三分、女六分」で雇つての經營方法が知られる（「行合カ」小野家文書）。

商品經濟の發展にともなう倉敷村の變質過程を明らかにするため、まづ戸數・人口の増加をみることにしよう。

第一表で、周邊農村黒石村の人口が、ほとんど僅かの増加しか示していないのにたいして、倉敷村では、元祿—明

第一表 倉敷村・黒石村の戸数人口の變化

	倉敷村				黒石村					
	戸数	人口計	男	女	資料	戸数	人口計	男	女	資料
天和三年(一六三三)						四	二四〇	一九	二二	宗門改帳
元祿八年(一六九五)	九二	三六七	一九五	一八二	村明細帳					
元祿十四年(一七〇一)						四	二四	一四	一四	宗門改帳
享保四年(一七一九)						五	二九	一四	一四	同 右
寶保十八年(一七三〇)	一四四	五三〇	二六九	二六一	宗門人別 寄書帳					
寶曆二年(一七五二)	一五二	五八六	三六	二六〇	同 右					
明和七年(一七五〇)	一八三	六五五	三六	二九七	村明細帳					
文化十四年(一八二八)	一八九	七九七	三九七	三〇〇	宗門人別 寄書帳					
明治四年(一八七一)	一八二	六八三	三三八	二九五	家數人別 寄書帳	五	三三	一七	一六	宗門改帳

(備考) 倉敷村資料はいずれも倉敷市東町小野家文書による  
 黒石村資料はいずれも倉敷市黒石永山家文書による

和の七五年間に戸数は二倍、人口は一・八倍へと急増している。しかも元祿では、男女ほぼ同数であったものが、明和には、女一〇〇にたいして男一二八、文化で男一二五の割合をもち、人口増加の内容がたんに村落内部だけの出生ではなく、外部からの流入移住者によっていることを示唆している。寛政以降に村方騒動を通して、倉敷村の

歴史をになつて立つ主體勢力「新祿派」にぞくするはずれもが、延寶九年（一六八一）の「五人組帳」にその名を見出すことができないのは、戸數人口増加の内容を表明しているといえよう。

註この「五人組帳」は、一人づつ生國を記し、移住者については、何年前に、どこから来たかを明記している。二、三例をあげれば

一、生國備中窪屋郡之内倉敷村

井筒屋太郎兵衛

一、生國備中窪屋郡帶江村より二十年以前に來りし

帶江屋忠左衛門

一、生國備中淺口郡鴨方村より八年以前に來りし

淺口屋四郎右衛門

（延寶九年「備中國窪屋郡之内倉敷村五人組御改帳」小野家文書）

周邊農村からの流入移住者による商工業的村落への變質過程は、そこでの職業別分化の事情をすることによって一層明らかとなる。商品經濟の發展にともない農民層のなから、必然的に非農業人口を増大させ、さらに職業別分化をも促進する。それは「商品經濟の基礎」としての社會的分業成立の過程にはかならない。まづわれわれは、十八世紀後半における封建領主の農村法度のなから、その多くの事例を認めることができよう。

寛政六年備中岡田藩法度

一、本業の耕作を怠り、商の末利を専に心がけ候輩もこれある趣相聞え、甚だ以て心得違に候、依りて此度商工の分人別改仰せつけられ候、向後相改め候商工の外、内分にて末利を遂げしものこれあるにおいては、きびしく御答仰せつけらるべき事、但し向後變業致しし節は、その旨願い出づべき事

〔吉備郡誌〕下二八三七頁〇

寛政七年備中足守藩法度

一、近來在方の者共店商いたししもの數多これあり心得違の事に由、手元に錢廻り都合よきようにこれあり候得共、全く御田地



を荒し候基に候間、以後禁止申し付け候間、早々相止め申すべく候、尤もよんどころなき譯柄にて、商札相渡し候者は、格別の義に候得共、田地賣拂い元手にいたし、又は農業に怠るまじきよう渡世致すべき事、  
 (同上書二八四〇頁)

右の農村法度でも知られるように、「田地賣拂い元手いたし」とて、商工業者が農民層のなから分出してくるとは、封建領主にとって自らの貢租體系の崩壊を意味し、その限りで、商工業は「末利」であり、禁止しなければならなかったのである。だが「商工の分人別改」をしたとしても、「内分にて末利を添げ」ようとする小商品生産者の趨勢は、どうともすることができなかった。發展しつつある商品經濟の法則は、従来通り農民をば「本業の耕作」にしばりつけておこうとする封建領主のあらゆる制限をも突破して、ますます多くの農民を、農業から商工業の方へ引きだしてゆく。この過程をさらに明らかにさせるため、第二表の倉敷村職業別構成をかかげよう。

第二表 倉敷村職業別構成

	農	工	商	その他	計	資料
元祿八年(二九五)	八六九			三	九二二	村明細帳
安永元年(二七〇)	八八八	一三三	四九	三九	一八〇六	町内小前商賣留帳

(備考) 資料はいずれも小野家文書による。

第二表の元祿八年では、ほとんど農業従事者であったにもかかわらず、「その他」の項二三人は、村役人・神子・僧侶・道心者である。安永には、非農業戸数が約半數をかぞえ、かれら商工業者はさらに次のような多様な職業に分化してゐた。

工業——桶屋(二八軒) 笠屋(六〇) 竹細工(一一二) 木細工(二〇) 漆物細工(四) 鍛冶屋(一〇〇) 大工(二六) 左官(六) 石屋

(三) 木綿賣くり (九) など。

商業—質屋 (一九軒) 問屋 (二四) 綿賣 (四四) 木綿仲買 (六) 木綿賣 (四) 繰綿屋 (六) 綿打屋 (二四) 綿繰控直し (五) 紺屋 (二四) 紺屋手間 (八) 古手問屋 (三) 古手仲買 (五) 古手商 (一八) 古手出買 (一七) 干鰯屋 (二) 魚屋煮賣 (一五) 六) 酒屋請酒 (三) 菓子館屋 (三) 油絞油屋 (三) 米麥雜穀商 (四七) 八百屋 (四) 茶賣 (二五) 豆腐屋 (一五) タバコ賣 (一六) 小間物屋 (一三) など

その他—船頭馬方 (二軒) 日雇賃持仲仕賃持 (二七) 宿屋 (一〇) 髮結 (二〇) ぬい物仕り (五七) 醫師 (八) など (安永元年「町内小前商賣留帳」小野家文書)

商品經濟の發展は、右のような多様な職業別分化をみちびきたすとともに、他方では農民層の階層分解を促進した。

第三表 倉敷村農民階層分解

	100石以上		100石以下		10石以下		登録人數	資料
	上	下	上	下	上	下		
元和五年(一六九)		一	三	九	三	三	六	一宛 名寄帳
寛永十九年(一六四)	一	二	二	二	三	三	五	二三 御年貢割帳
文政十二年(一八〇)	四	二	六	一〇	四	七	九	二四三 名寄帳
天保六年(一八三)	四	三	五	二	四	八	三六	名寄帳

(備考) 資料はいずれも小野家文書による

第三表は、農民層の顯著な分解の様相を示しているが、寛永—文政間二〇〇年の資料(「名寄帳」「宗門帳」)を缺くため、もっとも重要な時期にたいする明確な理解をなすことは不可能であるが、次の第四表その他で補いつつ

階層分解にかんする考察をすすめよう。

第四表 倉敷村農民階層構成の變化

	百姓		計		資料
	借地百姓	借屋百姓	借地百姓	借屋百姓	
天和四年(一六八四)	二二三	五五五	六四〇	五人組帳	
元祿八年(一六九七)	一〇六	六二	一六八	明細帳	
天文四年(一五七五)	二四〇	二三七	四一三	五人組帳	
文政二年(一八二〇)	二四三	一〇三	三四四	五人組帳	

(備考) 資料はいずれも小野家文書による

二倍増加は、第四表を参照すれば元祿—元文期の現象といふことができる。だがたゞ土地所有農民になつたといへ、きわめて零細規模であつたことは、文政度の三石以下層激増によつて知ることが出来る。他方第四表にみられるように、累年借屋百姓・借地百姓が増加していることは、戸數人口増加の第一表と對照して興味あることである。このように十八世紀を劃期として、倉敷村の農民構成は變容する。かつての下人は零細ながら土地所有農民に獨立し、また本百姓とはなりえなかつたものでも、流入移住者とともに借屋百姓借地百姓として五人組の「借屋組」中で一軒を構成し、農業外の職をもつて渡世することとなつた。かかる農民層分解の事情は前述職業別分化と並行するものであり、持高を職業と對照することによつて一層具體的なものとなるであらうが、現在一八〇〇軒餘について逐一調べることは不可能に近い。その一部については「階級關係」の章で後述することとし、ここでは大略を述べるにとどめる。すなわち二〇石以上の上層農民の質屋・酒屋・問屋、一〇石前後三石に至る農民層の綿仲

寛永期では一〇石前後の規模で、二・三人の下人を使う農業經營が支配的であつたが「下人」については、寛永十九年「五人組帳」による)、その後の耕地の増大、農業技術の改良・商品經濟の一定度の發展の上に立つ農業生産力の發展向上は、<sup>註</sup>下人・家子などの隸屬農民の解放・獨立を結果する。それはほぼ十八世紀を境とすると想定される「檢地帳」「名寄帳」の登錄人數増加として現われる。第三表で寛永—文政間における

買・魚屋・干鰯屋・古手商、三石以下および「名寄帳」に記載されていない一七〇〇餘(全戸數の九割弱にあたる)の借屋百姓無高層の營む小商人や日雇賃持・小作人という關連を指摘することができるのである。

(註) 元和五年六三町三七五石(同年「名寄帳」)で出發した倉敷村は、相次いで新田開發を行い、寛永十九年には一三八五石(同年「御年貢割帳」)、元祿八年には一六三町一八〇石へと(同年「村明細帳」)、元和以來一〇〇年にして面積で二・六倍生産力で五倍近い發展を示している。

以上述べてきたように、商品經濟の發展は十八世紀を劃期として、倉敷村を大きく變質させた。流入移住者により戸數人口は二倍近くに激増し、彼らの多くは商工業を營む。職業別分化は促進され、村民の約半數は種々雜多の商工業に従事することになった。同時に農民階層は顯著な分解を示し、一〇〇石以上の寄生化した大地主を四人ももつとともに、他方では三石以下の零細農が土地所有者の八割を數え、無高水吞百姓・小作人は、實に全戸數の九割弱にも達する。

農民的商品經濟の發展・社會的分業の促進すなわち國內市場の造出過程において、封建領主はいかなる對策をとつたであろうか。前述した封建領主の農村法度でも明らかのように、「本業の耕作を怠り、商の末利を専に心がけゆ輩」にたいしては、斷乎とした禁令で抑壓しようとする。十八世紀後半に度重つて發令される禁令は、封建領主の決意とともに抑壓しがたい農民的商品經濟發展の様相を表明している。農民階層の分解は、地主―小作關係の生成により阻止され、日雇半プロへ脫農民化しようとする農民層は、寄生地主のもとに新らしく小作人として組み入れられる。發達する小農民的經營は、とりわけ高利貸的機能を顯著にもつ商業資本のもとに隸屬させられ、自

由な展開を阻害されるようになる。さらに封建領主は、富裕な農民層を特權化することによって、農民的商品經濟の内部分裂をも策す。倉敷村の場合、寶曆九年（一七六〇）和泉屋茂兵衛ほか八軒を、新らしく木綿問屋に任命し、まづ村内有力商人を特權化した（安永二年「練綿代領引込出入」大原家文書）。農民的商品經濟の果實を、かれら特權問屋の獨占的買付けに委任することによって、領主經濟の藩屏化し、農民的商品經濟を分裂・對抗させようとしたものであった。同時に計上された練綿問屋運上は、その代償であり、領主にとっては新財源の發見である（寶曆九卯年御年貢魚狀之事」小野家文書）。

商品經濟の發展に對應する封建領主—特權商人（—村役人層）の統制成立にともない、農民的商品經濟は分裂し、ここに新しい對抗關係が醸成される。

### 三 階 級 關 係

—古祿派と新祿派—

村落構造の變質・農民的商品經濟の分裂は、農民鬭争をその規模においても、また質的にも變化させ、封建領主の農村支配機構の末端を構成する村役人層にたいする一般農民大衆の鬭争—いわゆる村方騒動を、新らしく生みだした。寛政二年（一七九〇）から文政十一年（一八二八）にかけてたたかわれた倉敷村の「新祿古祿騒動」もその一例である。まづわれわれは村方騒動における農民階層の對抗關係を明らかにしなければならぬ。

もともと、ここぞたたかわれた村方騒動自體が、古くからの門閥特權や土地所有での優位をもつて、村役人を世襲的に獨占するいわゆる「古祿派」にたいして、商品經濟の發展にともない木綿生産の流通過程を新らしく擔當す

ることになって、より多くの貨幣財産を集積しつゝあつた新儀商人層を中心とした「新祿派」の、村權力奪取・株仲間獨占打破の挑戦であつた。したがつて兩派の階級的基盤を語る場合、土地所有別ないしは貢租負擔額別を表明する前掲第三表のような「名寄帳」だけからする階層区分は、きわめて不充分なものとしなければならぬ。かくしてわたしは、第三表を参照しつゝ、「安永元年町内小前商賣留帳」(小野家文書)、「安永六年酒造高書上帳」(倉敷市新川町大原家文書)、「兒島屋與兵衛覺書」(同上文書)その他により職業を、「天明八年義麥等級録」(木山巖太郎「倉子城史談」六八頁)、「文政十年備中國〇持角力」(倉敷市酒津堤谷家文書)から財産順位を、「文政二年五人組帳」(小野家文書)から田畑所有高および借屋借地を通ずる支配從屬關係を明らかにしつゝ、十八世紀末から十九世紀において對立する村内諸派の階級的基礎を具體的に究明する。

古祿派 古祿派十三家は次の通り

紀國屋孫太夫(小野) 庄屋 妙見官宮番 六石五斗 酒造株一〇石 義麥等級中下等(十二位) 借屋二〇軒所有 化政期では無高同様に凋落

播磨屋安右衛門(小野) 十四石 問屋 酒造株一〇石 義麥發起人

萬屋彌三右衛門(岡氏本家) 百姓代 三三石 酒造株三五石 下次等(三六位) 借屋六一軒

俵屋又五郎(岡) 百姓代 二二三石 酒造株二五石 下次等(三二位)

鐵屋惣左衛門(岡) 親子で年寄役 一三九石 酒造株七石 問屋 上次等(三位) 借屋十八軒

坂口屋文兵衛(岡) 三石 問屋 下次等(二九位)

瀬尾屋十之兵衛(藤井) 年寄 宮番 七三石 酒造株三五石 問屋 中下等(十八位) 借屋四三軒

油屋與一右衛門(吉田) 年寄 宮番 二二三石 酒造株二〇石 問屋 中下等(十九位) 借屋八軒

宮崎屋五藏（井上氏本家） 年寄 富番 一一八石 酒造株二五石 質屋酢油醬油 上次等（四位） 借家六五軒 獨力で玉泉寺を建立

花屋和太郎（井上） 一〇石 酒造株二〇石

大島屋庄右衛門（大島） 百姓代 富番 四一石 酒造株三五石 問屋 下次等（二八位） 借屋二五軒 觀龍寺へ敷地を獻納

和泉屋茂兵衛（林） 二升八合 酒造株三〇石 問屋 下次等（三五位） 借屋八軒

井筒屋伊左衛門（水澤） 年寄三七四石 酒造株一〇〇石 上等（一位） 借屋二九一軒 文政備中國〇持角力では「勸進元」を

つとめる備中第一の富豪

右の古祿派のいづれもが、元和の新開、近世村落として倉敷村が形成されて以來の舊家として、元和五年「名寄帳」寛永一九年「御年貢割帳」「五人組帳」に、庄屋孫太夫五六石下人四人、葛屋彌三右衛門三九石下人八人、錢屋三郎右衛門二〇石下人四人の如く村内指折の高持・下人所有者として記載され、また天和四年（一六八四）「五人組帳」では、多數の借屋所有者であった（後掲第五表参照）。このようにかれら古祿派は、下人・ユカタ百姓・借屋百姓・分家にたいしてはオヤカタ・宗家としての位置に立ち、同族的結合の中核にあつたのである。さらに村落共同体においては、元和以來村役人を獨占的に世襲してきたのみならず、産土神妙見宮の「木綿繹株」という官番をもにぎり、且那寺にたいしては檀徒總代として、一八〇〇の村民を祭政兩面から支配していた共同體ヒエラルキーの頂點を構成する門閥であつた。他方經濟的には、村高の半分にも達する八〇〇石餘をわずか十三人で所持し、またいづれもが、一〇石ないし一〇〇石の酒造株をもち、それは村内酒造高四二七石の八割以上を獨占するものであつた。さらに商品經濟の發展・その分裂にともない領主的商品經濟の觸手に仕立直され、木綿問屋・米穀問屋・質屋

という特權商人になっていた。そしてこれら物質的基礎による致富の事情は、天明八年義麥等級録（七〇人記載）いわば長者番附）の上位にいたることによつてもうかがえる。だが十八世紀以降村落内部の變質、すなわち同族の共同體的結合が前述商品經濟の發展により徐々に解體するに應じて、古祿派の經濟的衰退・政治的凋落が顯著となる。

第五表 古祿派の勢力移動

	寛永十九年(一四三)		天和四年(六四)		文政二年(八九)		文政十二年(二二九)		天保六年(三三三)	
	持高	村役	借屋數	村役	借屋數	持高	村役	持高	持高	
紀國屋	五、八石	年寄	一、新	庄屋	三、新	六、五石	庄屋	四、元石	一、七石	
油屋	三、五石	年寄	二	年寄	八	三、九石	百姓代	一、八石	二、四石	
葛屋	三、〇石	年寄	一、七		二	三、〇石	百姓代	一、三石	三、六石	
宮崎屋	二、五石	年寄	六	年寄	三	二、八石	年寄	二、五石	三、六石	
瀬尾屋	一、〇石		一、六		四	三、七石	年寄	四、六石	八、四石	
錢屋	二、九石		三	年寄	一、八	二、元石	年寄	四、五石	六、四石	
井筒屋	三、六石		四		五	三、四石	年寄	四、八石	四、五石	
御年貢割帳										
五人組帳										
五人組帳										
名寄帳										
名寄帳										

(備考) 資料はいずれも小野家文書による



新祿派 古祿派に對置される新祿派二〇數家から代表的メンバーを擧示しよう。

兒島屋武右衛門(植田) 二〇町二二三石餘をもつ村内第三の高持、文政年間借屋借地百姓一〇九軒をもつ、享保前後に移住し、新田開發に積極的に従事したが、文政以降實地兼併により豪農の性格を失いに失い、幕末では完全に寄生化する、義發等級錄上次等(二位)、文政備中〇持角力では東前頭二枚目、新祿派の指揮者であり、抗爭後最初の入札で庄屋になる。

中島屋平右衛門(大橋) 七町六五石の豪農で實屋を兼營、直島鹽田開發經營 中等(七位)、東關脇、幕末庄屋↓代官所僑討の討幕派↓岡山自由黨の領袖という政治活動のユースをたどる明治二三年所有田畑約二〇〇町歩

角屋忠兵衛(内藤) 一石四斗 綿仲買干鯛屋 下末等(四二位) 東前頭三枚目

板屋仁左衛門(和栗) 五石六斗 綿仲買綿打屋 下上等(三位) 東前頭四枚目

下津井屋吉左衛門(兩部) 一石二石 綿仲買米穀商 下次等(三二位)

濱田屋安右衛門(小山) 六石九斗 綿仲買古手屋 下次等(二八位) 東前頭一〇枚目

兒島屋與兵衛(大原) 伊左衛門借地 九斗七升 綿仲買古着屋 下末等(五九位) 明治二年倉敷紡績創立、二三年所有田畑

約八〇〇町歩

吉井屋小右衛門(原) 伊左衛門借家 一石一斗 油絞り

中島屋源助(大) 五斗五升 小質屋 東前頭二枚目

日野屋孫兵衛(木山) 一石八斗 綿實買 下末等(四八位)

大坂屋源助(林) 才右衛門借屋 無高 藥商

常屋紋次郎(姓不詳) 久兵衛借地 一石二升 綿仲買 綿實買

古祿派の門閥舊家にたいして、新祿派の多くは前述延寶九年五人組帳には、未だ記載されていない元祿以降の流入移住者であったのが特徴的である。かれらが商品經濟の發展とともに、小商品生産者のなかから分出され、田畑

家屋敷を賣却元手として、土地への緊縛を原則とする封建農村から脱出した新儀商人であったことは、それ自身すでに徳川幕藩體制への對立者たることを意味している。商品流通の發達により、村落共同體の同族的結合が弛緩し、地方市場をめぐる新しい社會關係が生まれつつあつたとき、土地所有においては、せいぜい一〇石ほどが五石以下無高の零細農・屋借百姓であつたにせよ、木綿・茶種の流通過程に登場し、綿仲買・干鯛賣・油絞りとして商業利潤を蓄積しつつ擡頭した。古祿派が上位にいた天明義麥等級録で、新祿派は下位であつたにもかかわらず、文政備中國〇持角力ではその番附上に多くの名前を見出すことができるほど、その經濟的上昇は顯著であつた。

### 大衆的反對派

古祿派新祿派の兩派にぞくした四〇軒ばかりは、ほとんどが天明義麥等級録にのつている村内上層農民であつた。これらにたいして、他の一八〇〇軒に上る町人農民大衆―「大衆的反对派」とでもいっておこう―はいかなるものであつたらうか。文政一二年名寄帳記載人數が二四二人であつたことでもわかるように、かれら大衆的反对派の九割までが、無高水吞百姓であり、脱農民化しつつある日雇半プロ層であつた。事實「安永元年町内小前商賣習慣」では八二八人の「小作人」を記載していた。また同上文書では、種々雑多の小商・手工業者の存在を語つていたことは前述の通りである。したがつて大衆的反对派の階級構成は、雑多な小商人・手工業者・小營業者をはじめとして、無高小作人・賃織日雇奉公人たちからなつていた。

以上のような階級關係の上に、倉敷村の村方騒動はたたかわれる。小商品生産者への「近き」を最大の武器とする新祿派は、村内民主化の旗印のもとに大衆的反对派をたくみに結集して、村内主導權をめぐる權力闘争に勝利す

ることができるとつゝあつた。

#### 四 村方騒動の経過

##### 村割參與權要求

寛政二年（一七九〇）兒島屋武右衛門は、貢租賦課にたいする町人農民一般の參與權を村役人に要求した（以下すべて大原家文書「寛政二年當村村役人中と兒島屋武右衛門大事の事」による）。「村割に立合申すべき段庄屋へ掛合これありい處、當村の儀は前々より庄屋年寄百姓代十三人立合割來りし故、他の百姓の立合申す例これなく」。當然の拒否であつたが、十二月訴願はさらに代官所へ出された。あわてた代官は、村役人に「ただすとともに、隣村庄屋を通じて説得にあたらせるが、大衆の團結の上に立つた武右衛門はきかず、大衆また翠春の小割役町役完全サボで應じた。さらに代官の訴願握り潰しに憤つた大衆は「十二月初百姓中のうち十人十五人づつ觀音場へ集り右一件挨拶致し度」と呼びかけ、「惣百姓中へ廻文を以て催促：およそ五十軒ばかり印形仕り」と連判署名をとつて抗議するまで鬭争はすすむ。意外な大衆抗議に代官も屈し、「村割方は寺院を借り惣百姓立合村役人立合にて割附致すべし」と命じ、ここに村割參與は大衆によりかち取られる。

##### 特權問屋進放鬭争

寛政四年二月、繰綿問屋和泉屋の多額の（普通の三倍）口錢徴收にかんし「小分の御運上を差上げ多分の銀子を町内より取込い段甚だ不埒」と、下仲間十名に抗議され、「和泉屋くり綿運上の義相止めもらい度」と訴えられた（以下大原家文書「寛政四年くり綿一件」「兒島屋與兵衛覺書」による）。かくて八月、問屋の出綿焼印は庄屋に渡され、

問屋機能が代行されることとなったが、突如玉島問屋十五軒は、問屋停止を理由に「當地くり綿直取引は相成難し」と横車を押してきた。それは倉敷仲買人が直ちに見抜いたように、「買問屋十五軒の了簡より出儀にてはこれなき由、當地和泉屋の縁に依て阿賀崎庄屋より十五軒の問屋方へ申入れ」た和泉屋の反撃であった。倉敷でも「是は當村の一件にて各様方へ係合相成申す儀はござなく」と應じ、「御改の焼印を庄屋迄下されて出綿の節御改仕りい、當所種は少しも差滞りござなくい間、何分先年の通相變らず御註文下さる様」と説明して玉島の意向を待つが、年内には何の返事もないままに倉敷では「當秋私ども一本も出し申さず…皆船積に致し下關筑前下し致し」の強硬策で危機を切り抜け、訴願をつづけた。かかる倉敷仲買人の強い意志と、玉島問屋の商賣上の利害とは、和泉屋―阿賀崎村庄屋―玉島問屋と結ばれた反動體系を崩壊させ、翌正月には「前々の通取引致すべき由、外方にかかわり申さざる由」と妥結、六月和泉屋より問屋役没收、下仲買人に「本敷改の焼印迄下しおかれ、右十軒のうち二軒づつ年番にて其年の繰綿實綿の出荷數改むべし」となり、以降自主的な年番制により商業組織は運営されることとなった。

### 村役人の入札制獲得

村内民主化をスローガンとする新祿派の相次ぐ勝利にたいして、古祿派の凋落は顯著であった。庄屋は無高同様になり（前述第五表）、年寄井筒屋は訴狀にみられる京先斗町での女遊びに必要なためか、田畑一六八筆八町七反一三八石七斗餘を、酒津村伊平治に賣入れして一一四貫餘を借銀しているほどであった（文化十三年「買入申田畑證文之事」京都大學經濟學部藏堀谷家文書）。寛政年間の前哨戦をすぎ、村方騒動の勝敗を決する文政新祿古祿の抗争は、いよいよその機が熟する。

妙見宮再建祝にあたり、一文の寄附もしない庄屋七太夫が、宮番を理由に最上座に坐り、新祿派はじめ寄進者の怒を買った。文政四年（一八二一）植田武右衛門は、五人組を脱退して公然反抗の態度を示す（文政四年「御用留」小野家文書）。五人組は村落構成の根幹である。二月六日夜村役人は二十八人の村民と寄合協議するが、いかんともすることができなかつた（同上文書）。古祿派の村落支配はかくして危機に立つ。それより前、三年五月年寄瀬尾屋廣輔・齋七郎父子、および年寄和泉屋退役につづき、十一月年寄井筒屋退役（文政三年「御用留」小野家文書）、さらに五年八月錢屋惣左衛門の年寄退役と、村役人の辭職がある。これを聞いた村民は、協議して「百姓代の儀は相當の者を取極お伺い申上げ奉るべくゆ」と三八人連署して代官に申入れしたが（文政五年八月「年恐以書付奉願上候」大原家文書）、八月二一日錢屋退役許可、同日村役人推薦による百姓代四人を、代官が年寄役に昇格任命したことにより（文政五年「御用留」小野家文書）、抗争の口火はきられた。以下経過を記すが、資料は三として大原家文書の、文政六年二月より十一年二月に至る十八種の訴狀・覺書により、村役人側記録として小野家文書文政三―八年「御用書類留」を参照した。

まず六年二月、新祿派は村役人選出に一般村民の参加、百姓代リコールを要求して立つ――

一、庄屋年寄の儀は、當代相勤め居六人の者にて惣方差支へござなく、もつとも役儀進退の節は、村役人の取極め百姓代へ相談に及び、通印を以てお願い申し上げべし、新たに取立の節は村役人惣百姓熟談の上取極め申すべき事

一、是迄の百姓代を相止め、以後百姓代取極めの節は、村役惣百姓相談の上取極め申すべき事

かくて村役人は總退役でこれに應じ、村民は小入用割拒否でたたかう。ところが六年六月「近來村入用割並びに町役銀など追て相かさみ心得難し」と疑問をもつた新祿派は、庄屋へ押しかけ「諸帳面見取調の處不審の義數多これ

あり、簡條書付にて七太夫へ相尋ねい處彼是紛敷返答申立て頓着は仕らず」の態度に憤激、代官所へ訴へ出たが「七太夫一應のお糺もこれなく願書お差戻しに相成、却つてきびしくお叱りを蒙る」こととなった。かくては「何とも當惑仕り得心せず」と、江戸愁訴を決意、二名を代表に勘定奉行へ訴願する。

この間新祿派は、村役人九名の「不正押領の始末」を遂一暴露し、廣く大衆へ訴え戦線統一をはかり、古祿派また「村役人を相手取りは居宅打毀しと唱へ、山野にほら貝を吹き太鼓を打ち騒ぎ立て：是迄の村役人支配を受け度趣願を認め取り、村中家別にて印形取廻り、あくまで不承知の者は相手取御役所へ願出」と強引な戦術で、新祿派の江戸愁訴を妨害し、大衆の結束を切り崩そうとする。こうした抗争の渦中にある代官所の態度は、庄屋の公金積領訴願でも明らかであつたように、古祿派村役人と同列に立つものであり、七年三月辭任した古祿派をそのまま村役人に任命して、はつきりと、新祿派・大衆に對立していた。したがって代官所に不信をもつ村民は、「御年貢米銀など一切七太夫へ相納めい儀に仕り難く：何卒御吟味中は御年貢米銀直納仰せ付け下され：、此趣御支配御役所へ願出いへ共一同御取用いなく：よんどころなく尙又愁訴申上げ奉りい」と、年貢米銀の江戸直納すら希望していたのであつた。

八年七月、再三にわたる訴願がきき入れられ、「改むべき義これありい間、郡中割入用諸帳面類夫申年迄十ヶ年分其外右勘定見合相成るべき書物類共其之を持ち早々罷出：」と勘定奉行は命じてきた。かくして十年四月、江戸のたよりは新祿派・大衆の勝利をもたらすに至る――

「庄屋七太夫年寄義右衛門惣之助二郎右衛門並に百姓代共浪役教し五人組へ組入れ、後役差支へざる様申し合せ、庄屋年寄の義倉數一村高持百姓共人札を以て取極めい、百姓代の義右はただ惣百姓共届に任し取計うつもりの義に定めい：」

百姓代リコールから村役人全部の入札へと大衆の要求は六年間の斗争の過程で發展させられた。翌十一年二月、入札行われ、植田・水澤の二名が選出されたが、以後庄屋・年寄は高持百姓の入札によって、百姓代は農民代表にふさわしく全村惣百姓の合意の上で決定されることとなった。

## 五 總 括

村方騒動―新祿古祿騒動の分析を終るにあたって一應の要約をしておこう。

村方騒動は、商品經濟の發展により血縁的同族的結合にもとづく縦の村落共同体支配體制が弛緩しはじめた時、危機に直面した封建領主の分裂に拍車をかけられて、村役人層―特權商人層と小前百姓層との對立關係が激化することにより惹起される。したがってそこでは、自然經濟濃厚な時期に確立された村落支配體制・村役人層の傳統的權威が、商品經濟の發展にともなう小前百姓層の上昇によつて桎梏となり、危機にひんしていた。倉敷村においても、村内有力商人が特權問屋として封建領主の藩屏化した時、新祿派新儀商人層は果敢な鬭争を展開して、特權問屋追放問屋機能の自主的運営をかちとつた。さらに政治的には、村割參與・村役人入札を要求することにより、村權力の奪取をはかったのであつた。しかもこの村方騒動の基盤には、土地所有にたいする貨幣財産の蓄積、古祿派の門閥による社會的地位をしのぐ新祿派の經濟的實力が存していたことは、文政抗争の發端ともなつた妙見官再建祝において、官番の權威にたいする寄進者の實力が拮抗した事情によつて表明されている。商品經濟の發展とともに、かつての古祿派の經濟的社會的優勢は、まづその經濟的基盤において崩壊しはじめた。ここでの阻止の支え手は領主權力との連繫に求められる。封建領主またかれらを農村支配の據點に仕立直さんものと考えていたの

である。農民内部の分裂、村役人層の領主側への轉化は、騒動の経過が表わしていた。

農民内部の分裂、封建領主―村役人層の統制機構成立にあつて、小前百姓層の斗争を指導した新祿派の役割は如何に評價すべきであろうか。かれらは生産者の不富裕な農民であり、あるいは木綿流通の國內市場を擔當する新儀商人層であつた。家々長的な主従關係や同族的共同體的支配關係は、かれらの發展にとって何よりも桎梏であつた。商品經濟の發展はかかる縦の關係と横の結合との矛盾を擴大し、さらに封建領主の分裂政策は一層對立を激化することとなつた。この時において、村内民主化の旗印のもとに大衆的反對派を結集してたたかいたのも、かれらが農民的商品經濟を代表する性格をもつていたが故である。古祿派特權商人が領主經濟の觸手として、たんに流通過程にのみとどまつていたのたいし、新祿派新儀商人は發展する農民的商品經濟のなかから分出され、小商品生産者との間に何らかの直接的關係をもつことを特徴とした。だがかかる新祿派の變革的要素とても古祿派に對置してのみにいふことであり、大衆的反對派との間には越えがたい一線は存していた。したがつて一度古祿派の後かれらの發展する方向は、經營―生産力よりもむしろ高利貸的營業に基因する質地兼併・土地集積の商業高利貸資本・寄生地主へのみちをたどり、明らかに大衆と對立するものとなる。幕末維新期におけるかれらの政治的動向はきわめて興味ある問題をもつているが、それらの分析は他日を期さねばならない。

ともあれ、明和―天明を期とする惣百姓一揆から打こわしをとまう世直し一揆への轉化の基抵には、先進地帯のみならず全國到るところでかかる村方騒動がたたかかれる。それは商品經濟の發展にともなう村落構造の變質、封建領主の對應としての農民内部の分裂策に基因する歴史の必然が要求するものであつた。

(附記) 引用文書の利用にかんしては、岡山市郡山辰巳氏、倉敷市小野一臣氏、永山卯三郎氏などの御好意による。